第九十二条第三項中「同条第十一項」を「同条第十一項第一号」に改める。

第百条第三項中「同条第十一項中」を「同条第十一項第一号中」に改める。

第百条の八第三項中「同条第十一項」を「同条第十一項第一号」に改め、「会員」と、」の下に「同項第二号中」を加える。

第百一条第二項第九号イ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八十条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の水産業協同組合法（以下この項において「旧水協法」という。）第三十四条第十一項（旧水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当する者を監事に選任している水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下この項において「新水協法」という。）第三十四条第十一項（新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に合併契約が締結された場合における水産業協同組合の合併については、なお従前の例による。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第八十一条　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第五十一条第二項」を「第五十一条第一項第四号、第二項」に改める。

第二十六条第一項第三号中「第七項から第九項まで」を「第八項から第十項まで」に改め、同項第十八号及び第十九号中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項若しくは第六十三条の六第五項」に改める。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の輸出水産業の振興に関する法律第二十条において準用する第九十二条の規定による改正前の中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「旧協同組合法」という。）第三十五条第六項に規定する者に該当する者を監事に選任している輸出水産業組合の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の輸出水産業の振興に関する法律第二十条において準用する第九十二条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下「新協同組合法」という。）第三十五条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に合併契約が締結された場合における輸出水産業組合の合併については、なお従前の例による。

第八十三条　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の八中「第八百六十八条第五項」を「第八百六十八条第六項」に、「第八百七十条第二項（第五号」を「第八百七十条第二項（第六号」に改める。

（農業信用保証保険法の一部改正）

第八十四条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第七項中「第十項」を「第十一項」に改める。

（森林組合法の一部改正）

第八十五条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「及び第三百六十一条」を「並びに第三百六十一条第一項及び第四項」に、「同項」を「同法第三百六十条第一項」に改める。

第四十九条の二第四項中「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条」に改める。

第五十四条中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「第百二十条第五項」を「第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百八十六条の二第二項」に改める。

第七十七条第八項中「又は設立時監査役」の下に「とあり、及び「設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役」」を加える。

第八十四条の三の次に次の一条を加える。

第八十四条の四　組合の合併が法令又は定款に違反する場合において、合併によって消滅する組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該組合員は、当該組合に対し、当該合併をやめることを請求することができる。

2　組合の合併が法令又は定款に違反する場合において、合併後存続する組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該組合員は、当該組合に対し、当該合併をやめることを請求することができる。ただし、第八十四条の二第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合（同条第四項の通知があった場合を除く。）は、この限りでない。

第八十八条中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号」に改める。

第九十二条中「から第三百八十六条まで」を「、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「の間」と」の下に「、同法第三百八十四条、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を加え、「、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を削り、「第百二十条第五項」を「第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」に改める。

第百条第三項中「第八百三十一条第一項及び」を「第八百三十一条第一項中「、設立時取締役」とあるのは「、発起人」と、同項中「設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」とあり、及び同法」に改め、同条第四項中「第八十四条の三」の下に「、第八十四条の四第一項及び第二項本文、第八十五条」を加え、「及び第九十条」を「並びに第九十条」に改める。